## 令和3年度名古屋市教育委員会第47号議案

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別 支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則案につい て

# 1 改正理由・内容

民法の改正に伴い、規定の整備を行います。

改正民法の規定により、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、成年に達した生徒については、父母等が「保護者」(学校教育法上の保護者)に該当しなくなるため、名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則に定める「保護者」の字句を「保護者等」と改めます。

# 2 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

# 3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別 支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則(平成13年名古屋市教育 委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第32条中「保護者」を「保護者等」に改める。

(名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成13年名古屋市 教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第10条及び第28条中「保護者」を「保護者等」に改める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 新 旧 対 照

# 1 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則(抜すい)

# 改正案

#### 現 行

#### (補助教材の選定)

第10条 校長は、高等学校において教科書及び準教科書以外の図書その他の教材(以下「補助教材」という。)を使用しようとする場合にあっては、有益適切と認めたものを選定し、保護者等の経済的負担について特に配慮しなければならない。

#### (情報提供)

第32条 高等学校は、当該高等学校に関する保護者等及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

### (補助教材の選定)

第10条 校長は、高等学校において教科 書及び準教科書以外の図書その他の教 材(以下「補助教材」という。)を使 用しようとする場合にあっては、有益 適切と認めたものを選定し、<u>保護者</u>の 経済的負担について特に配慮しなけれ ばならない。

#### (情報提供)

第32条 高等学校は、当該高等学校に関する<u>保護者</u>及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

#### 2 名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則(抜すい)

# (補助教材の選定)

現行

# 第10条 校長は、特別支援学校において 教科書及び準教科書以外の図書その他 の教材(以下「補助教材」という。)

改正案

#### (補助教材の選定)

第10条 校長は、特別支援学校において 教科書及び準教科書以外の図書その他 の教材(以下「補助教材」という。) を使用しようとする場合にあっては、 有益適切と認めたものを選定し、<u>保護</u> <u>者等</u>の経済的負担について特に配慮し なければならない。

(情報提供)

第28条 特別支援学校は、当該特別支援 学校に関する<u>保護者等</u>及び地域住民そ の他の関係者の理解を深めるととも に、これらの者との連携及び協力の推 進に資するため、当該特別支援学校の 教育活動その他の学校運営の状況に関 する情報を積極的に提供するものとす る。 を使用しようとする場合にあっては、 有益適切と認めたものを選定し、<u>保護</u> 者の経済的負担について特に配慮しな ければならない。

(情報提供)

第28条 特別支援学校は、当該特別支援 学校に関する<u>保護者</u>及び地域住民その 他の関係者の理解を深めるとともに、 これらの者との連携及び協力の推進に 資するため、当該特別支援学校の教育 活動その他の学校運営の状況に関する 情報を積極的に提供するものとする。